

許可が
必要!

令和5年3月28日～

六角川流域は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されました。

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には**流出抑制**のための**許可が必要**です

六角川流域の**特定都市河川流域内**における**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**(土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為)には、**佐賀県知事の許可が必要**です。

- 許可に当たっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。
- 許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害する恐れのある行為も佐賀県知事の許可が必要です。
- 雨水浸透阻害行為を行う際には、佐賀県の窓口(裏面参照)への事前相談をお願いします。



特定都市河川流域の詳細図は、武雄河川事務所または佐賀県のホームページをご確認ください。

雨水浸透阻害行為の例



田畑(耕地)から宅地に造成



田畑(耕地)に太陽光発電施設を設置



林地などの土地を締固め、資材置場へ(未舗装)



資材置場(未舗装)を舗装して駐車場へ

雨水貯留浸透施設の例



※これらのほかに、調整池などの雨水貯留施設整備もあります

「水災害に強いまちづくり」の本格実践に向けて 六角川が特定都市河川に指定されました。

特定都市河川指定の経緯

- R1.8: 令和元年佐賀豪雨
- R1.12: 「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」策定
河川激甚災害対策特別緊急事業を採択
- R3.8: 令和3年8月豪雨
- R3.11: 改正 特定都市河川浸水被害対策法の施行
- R3.12: 第1～3回六角川水系流域治水協議会
 - ・流域治水に関する施策等の紹介
 - ・流域で取り組む水災害対策の議論
- R4.3: 「新・六角川水系流域治水プロジェクト」策定
- R4.6: 第4回六角川水系流域治水協議会
 - ・対策ごとの時間軸を示した「行動計画」を策定
 - ・特定都市河川浸水被害対策法の活用について
地域の実情に応じて柔軟に検討していくことを確認
- R4.11: 第5回六角川水系流域治水協議会
 - ・六角川上流域の特定都市河川指定に向けて調整を進めることを確認
- R5.1: 特定都市河川指定に向けた手続き開始
- R5.3.28: 六角川を特定都市河川指定

令和元年8月、令和3年8月の出水における浸水被害実績

		令和元年8月	令和3年8月
家屋	床上浸水(戸)	1,209戸	1,248戸
	床下浸水(戸)	2,031戸	2,059戸
	合計	3,240戸	3,307戸
浸水面積(ha)		5,759ha	5,407ha

流域治水とは

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川などの氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

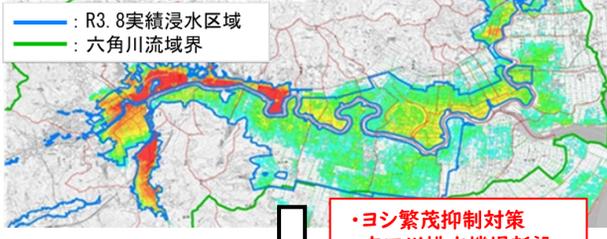
六角川水系における流域治水の取組状況については、こちらをご覧ください。

六角川の流域治水に関するページ:



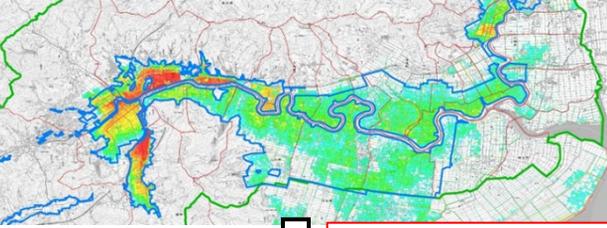
①被災時点(令和3年8月規模の再現シミュレーション)

浸水面積(ha)	約5,550	
浸水戸数(戸)	全体	約3,700
	床上	約1,500



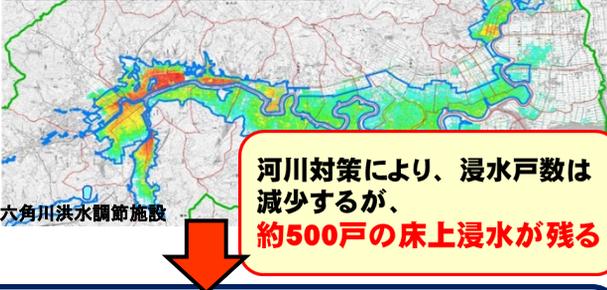
②激特事業完了後

浸水面積(ha)	約4,450	
浸水戸数(戸)	全体	約2,350
	床上	約550



③六角川洪水調節施設完了後

浸水面積(ha)	約4,400	
浸水戸数(戸)	全体	約2,250
	床上	約500



これまでの河川対策に加え、住まい方を工夫するなど、まちづくりと河川対策が調和した「**流域治水**」への転換

流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「**特定都市河川浸水被害対策法**」の活用によって、「水害に強く、住み続けられるまちづくり」を推進する。

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

【背景】豪雨災害の激甚化・頻発化により、水災害が全国各地で大規模に発生。
 このため、流域一帯の対策を進める手段として、特定都市河川の指定範囲が都市部の河川から全国の河川へ拡大。(R3.11法施行)

【目的】国・県・市町村・企業等、流域のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、流域全体での水災害対策を推進。

特定都市河川の指定でできるようになること

雨水流出の増加を抑制

- ◆ 雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）の許可が必要となる対象の拡大

これまで（都市計画法）：10,000㎡以上
 → これから（特定都市河川法）：1,000㎡以上
 ※特定都市河川法により都市計画法の手続きが不要となるわけではありません

流域の貯留・浸透機能の向上

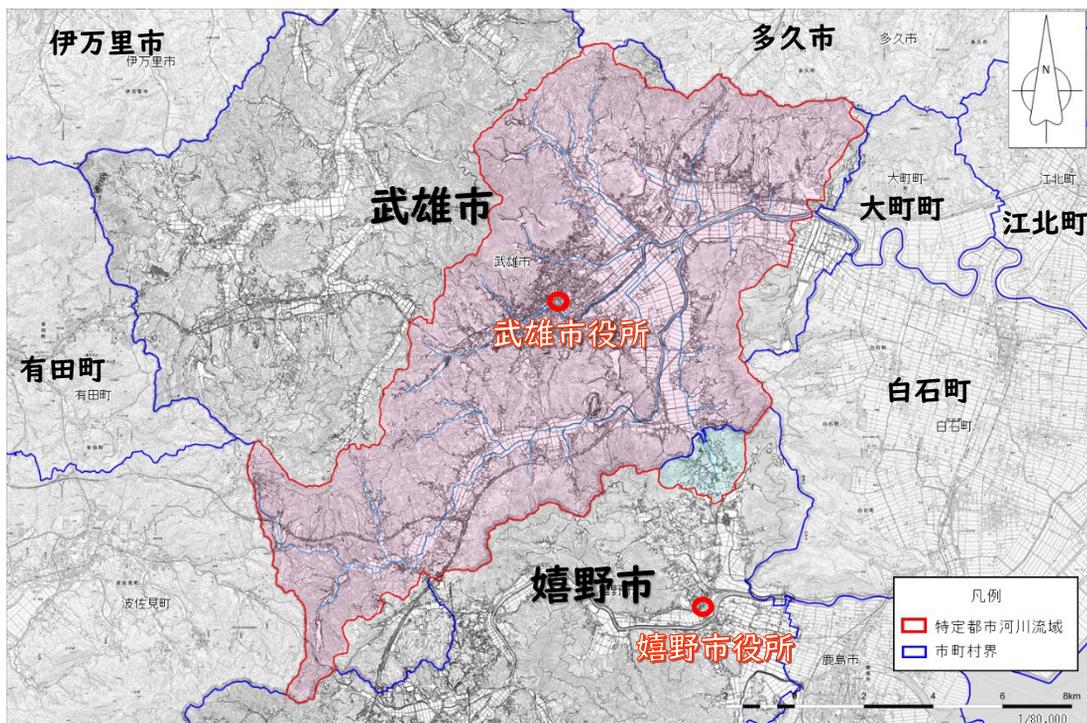
- ◆ 既存調整池を保全調整池として指定が可能
- ◆ 水田等を貯留機能保全区域として指定が可能
- ◆ 公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

- ◆ 浸水被害防止区域の指定が可能



六角川特定都市河川指定流域



六角川では、浸水リスクが高い範囲を特定都市河川流域に指定し、法的枠組みの下で、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、浸水被害軽減に向けた対策の強化を図ります。

